

【共通】

業務名： 帽子取第2建設発生土受入地「測量及び設計業務委託」

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、東伯郡琴浦町八橋地内において、新規に開設を計画している建設発生処分場「帽子取第2建設発生土受入地」の詳細設計(平面縦断設計、横断設計、工所用道路等)を行うものである。

業務にあたっては、建設発生土処分場詳細設計計画に必要な測量業務及び地質調査のほか、処分場区域の用地調査(処分場の発生土受け入れ範囲を借地予定)を行う。また、開設にあたり必要な許可申請書(林地開発申請書)の作成を行う。

第2(適用範囲)

本業務の履行にあたっては、「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定:平成28年10月10日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「建設発生土処分場造成マニュアル(H19改訂版)(平成19年3月)」、「建設発生土処分場詳細設計要領」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		(測量業務) 路線測量 L=0.56km 用地測量 A=3.00万m ² (地質調査業務) 土質ボーリング(φ66 玉石混じり土砂) L=5.0m 土質ボーリング(φ66 固結シルト) L=5.0m (設計業務) 建設発生土処分場詳細設計 N=1 業務 工所用道路詳細設計 L=0.46km 林地開発申請書作成 N=1 式 (用地調査) 立竹木調査 A=29,000m ² (解析等調査) 総合解析とりまとめ N=1 業務 ※詳細は数量総括表参照のこと
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。 ・帽子取第2建設発生土受入地計画については、概略設計を実施している。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。 ・町道管理者と、道路法面に係る形状変更がある場合、調整が必要である。
追加	1			地元関係者との交渉等		・本計画範囲の関係者へは事前説明を行っているが、詳細については、調査職員に確認すること。 ・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				成果物の提出		<p>成果物は、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書 2部 ・図面(A3縮小版) 2部 ・写真集(現場写真、コア標本箱写真) 一式 ・標本箱 一式 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 3部 <p>また、本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成、納品すること。</p>
追加				業務カルテ登録方法		<p>受託者は、財団法人日本建設情報総合センターへ、フロッピーディスクの郵送又はインターネットを通じてオンラインで登録することが出来る。</p>
追加				疑義等		<p>業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。</p>
追加				積算 (建設処分場設計 関係歩掛)		<p>歩掛については、建設発生土処分場「設計歩掛・同要領」(平成26年8月)を適用している。 ※内訳は、別紙積算参考資料を参照。</p>

【地質・土質調査業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
	1		107	現場代理人	3	資格要件は調達公告による。
	1		108	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
	1		109	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					3	資格要件は調達公告による。
	1		112	打合せ等	2 5	<p>本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初・中間(1回)・成果納品時 <p>なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。</p>
追加				その他		<ul style="list-style-type: none"> ・作業により発生する濁水等については、適切に処理すること。 ・作業終了の後片付けの完了の際には調査職員の確認を受けること。 ・ボーリングの掘進に必要な水源等の確保については、関係者等の承諾を得ること。 ・ボーリング実施位置については、計画造成区域(盛土)の法尻を想定しているが、詳細位置については、設計検討結果及び協議等により決定するものとします。 ・前述により決定したボーリング実施位置について、現場条件により別途現場内小運搬が必要な場合は、協議を行ってください。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、5回を予定している。 ・当初・中間(3回)・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	1	【設計条件】 設計条件は、現時点では概略検討のとおりと想定している。その他の内容については初回打合せ時に確認することとする。
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	1 (4)	現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(碎石・購入土等)」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、土木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生碎石」に該当するものである。
追加				関係機関協議(資料作成)		・関係機関: 河川管理者、道路管理者、関係自治体
追加				施工計画		詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。